

## 第4 医療の安全確保と医療サービスの向上

### 1 医療安全対策

#### (1) 現状

- 医療の高度化・専門化が進展する中で、道民が安心して医療を受けられる体制の整備が一層必要となっています。
- 各道立保健所が医療機関や薬局に対して実施している立入検査の際に、医療安全体制の整備の状況について確認するとともに、必要に応じ指導を行っています。
- 道民の医療に対するニーズが多様化する中で、患者や家族からの苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的とし、平成15年9月1日から道本庁及び道立保健所等に医療安全支援センターを設置しています。
- 日高地域においても浦河保健所と静内保健所に地方(サブ)医療安全支援センターを設置し、医療に関する相談に対応しています。

#### (2) 施策の方向

- 医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組が推進されるよう、立入検査などの機会を活用して、医療安全管理及び院内感染防止対策、医薬品医療機器の安全管理等に係る取り組み状況を確認するとともに、必要な助言指導を行います。
- 医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、道本庁が設置する「中央医療安全支援センター」及び道立保健所ごとに設置する「地方(サブ)医療安全支援センター」において、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。

#### ◎医療関係法規で規定される医療安全対策

##### 医療安全管理

- ◇ 医療安全管理のための指針の整備
- ◇ 医療安全管理のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る)
- ◇ 医療安全管理のための職員研修の実施
- ◇ 事故報告など改善のための取組の実施

##### 院内感染対策

- ◇ 院内感染対策のための指針の整備
- ◇ 院内感染対策のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る)
- ◇ 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施
- ◇ 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施

### 医薬品の安全管理

- ◇ 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置
- ◇ 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- ◇ 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施
- ◇ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

### 医療機器の安全管理

- ◇ 医療機器の安全使用のための責任者の配置
- ◇ 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- ◇ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- ◇ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

## 2 医療情報の提供

### (1) 現状

- 住民・患者が必要な医療を受ける際、どこの病院、診療所、助産所及び薬局（以下「医療提供施設」という。）が、どのような医療機能を持っているかなどの情報を入手することは、難しい状況にあることから、平成19年4月、医療法及び薬事法が改正され、各医療提供施設の医療機能情報について公表することが義務化されました。
- 道では、医療提供施設に関する診療科目や病床数等の医療機能情報を住民・患者に対して分かりやすい形で提供することにより、医療提供施設の選択を支援することを目的に、平成19年度からインターネットによる医療機能情報の提供を行っています。
- 各医療提供施設においては、道に定期的に医療機能情報を報告するとともに、患者等の求めに応じて閲覧できるようにしておくこととされています。
- 平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により改正された医療法の規定に基づき、同年10月1日から病床機能報告制度が施行されました。

この制度は、一般病床・療養病床を有する病院又は有床診療所が、その有する病床において]担っている医療機能（「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」）の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で報告するものであり、道においては、インターネットによりその結果を公表しています。

### (2) 施策の方向

- 住民・患者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるよう、道は医療機能や病床機能について正確な情報を収集及び公表するため、各医療提供施設に対して、具体的業務内容等のサービス情報など医療機能情報について毎年定期報告を求めるとともに、名称、管理者名、診療科目等の基本情報に変更があった場合には随時報告を求めるとともに、正確な情報の収集に努め、インターネットを活用し公表します。

- 病床機能情報報告制度に基づき、医療機関が担っている病床機能情報を収集し、地域医療構想の推進に関するデータとして活用するとともに、インターネットにより公表します。

### 3 医療機関相互の役割分担と広域連携の推進

#### 1) 地方・地域センター病院等の機能の充実

##### (1) 現状

- 地方センター病院は、第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣及び技術援助を行い、他の医療機関との機能分担、連携を図りながら、三次医療を提供するとともに、二次医療機関の後方医療機関としての役割を担っており、地域の医療機関との連携を図るための組織として「地域医療支援室」を設置・運営しています。

平成 29 年 4 月 1 日現在、道内で 5 病院を指定しています。

- 地域センター病院は、プライマリ・ケアを支援する二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等の巡回診療を行っており、地域の医療機関との連携を図るための組織として「地域医療支援室」を設置・運営しています。

平成 29 年 4 月 1 日現在、道内で 25 病院を指定しており、日高二次医療圏では、総合病院浦川赤十字病院が指定されています。

##### (2) 施策の方向

- 地方・地域センター病院における医療機能及び地域医療支援機能の充実を図るとともに、地域医療構想の実現に向けた取組を促進します。

#### 地方・地域センター病院の機能

- ◇ 地域の医療機関への医師等の派遣
- ◇ 地域の医療機関も参加できる研修会の開催や地域医療構想の実現に向けた啓発活動等の実施
- ◇ 病院施設の開放化の促進
- ◇ 医療機器の共同利用の促進

#### 地方医療支援病院の主な承認要件

- ◇ 他の医療機関からの紹介患者数の比率（紹介数）が 80%以上、あるいは紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上、または紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上であること
- ◇ 高額な医療機器や病床を他の医療機関と共同利用するために提供していること

- ◇ 救急医療を提供する能力を有すること
- 次のいずれかの場合に該当すること
- ① (救急搬送患者数/救急医療圏人口) ×1,000 が2以上であること
- ② 救急医療患者数が1,000以上であること

## 2) 地域連携クリティカルパスの普及

### (1) 現状

- 地域において急性期から回復期、維持期、在宅医療に至るまで、切れ目のない質の高い医療を提供するため、複数の機関（専門医療機関、かかりつけ医、介護保険関連機関等）で共有する診療情報や診療計画である「地域連携クリティカルパス」（以下「連携パス」という。）が、連携ツールとして活用されており、道内では、「脳卒中・急性心筋梗塞あんしん連携ノート」（北海道医療連携ネットワーク協議会発行）や「糖尿病連携手帳」（日本糖尿病協会発行）、第二次医療圏単位で作成したツールが「連携パス」として活用されています。
- 糖尿病や循環器疾患等の生活習慣病の患者支援には、複数の医療機関や地域の関係機関（訪問看護ステーション、地域包括支援センター等）が関わっています。多職種間の有機的連携を図るため、連携パスの活用が進められています。

### (2) 施策の方向

- 地域における「連携パス」の導入の必要性や効果について、関係者間で認識を共有することなどにより連携機関や職種の拡大に努め、「連携パス」の更なる普及を目指します。
- 地域において連携パスが効果的・効率的に運用されるよう関係団体と連携し、ICTを活用した患者情報共有ネットワークと連動を検討するなど、連携パスの普及を促進します。

#### <地域連携クリティカルパスとは>

- ◇ 複数の医療機関が、役割分担を含め事前に診療内容を提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするものです（施設ごとの診療内容と治療経過、目標等を診療計画として明示）。
- ◇ 連携する医療機関では、患者の状態を事前に把握できるため、早期に治療やリハビリテーションを開始でき、適切に必要な検査や専門医への紹介ができます。これにより、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現するものです。
- ◇ 脳卒中の場合は、主に急性期病院から回復期病院を経て（あるいは急性期病院から直接生活の場に帰る際に）作成され、退院後に連携する医療機関、老人保健施設、介護サービス事業所や本人と共有する診療計画のことです。
- ◇ 医療の質を高め、患者を取り巻く関係機関の連携体制を充実させるため、他にも様々な病気で活用が検討されています。

## 4 医療に関する情報化の推進

### (1) 現状

- 電子カルテシステム\*1の導入により、記録の正確性が確保されるとともに、診療情報の管理や検索等が的確で容易になります。

本道において、電子カルテシステムは、平成26年10月1日現在、病院全体の23.7%に当たる135病院が導入しており、全国の32.1%と比較すると導入率が低い状況にあります。

また、診療所では、全体の32.7%に当たる1,105診療所が導入しており、全国の35.0%と比較すると導入率が低い状況にあります。

オーダーリングシステム\*2や電子レセプト\*3等医療情報の電子化は、診療や事務の効率化により受診待ち時間の短縮など医療サービスの向上が可能となります。
- 電子カルテやオーダーリングシステム等の診療情報を地域の医療機関間で共有し、連携することにより、効率的で良質な医療サービスの提供、医療提供体制の充実が図られています。

本道において、電子カルテやオーダーリングシステム等のデータを利用し、他の医療機関等とのネットワークに参加しているのは、平成26年10月1日現在、病院全体の12.8%に当たる73病院となっており、全国の10.7%と比較すると高い状況にあります。

また、診療所では、全体の2.4%に当たる82診療所がネットワークに参加しており、全国の1.4%と比較すると高い状況にあります。
- 遠隔医療は、情報ネットワークを活用して伝送された患者の画像や臨床データ等の情報を基に、医師等が診断や治療などの医療行為等を行うことであり、平成26年10月1日現在、道内では、遠隔画像診断を74病院（病院全体の13.0%）、遠隔病理診断を18病院（同3.1%）が遠隔医療システムを導入しています。

また、診療所では、遠隔画像診断を48診療所（診療所全体の1.4%）、遠隔病理診断を19診療所（同0.5%）が導入しており、北海道は、広大な面積を有し、地域間で医療資源に格差があることから、へき地医療や在宅医療を推進する上で遠隔医療システムを活用した地域医療の確保が期待されています。
- 住民・患者自ら医療情報を検索するなど自分に適した医療サービスを選択可能とする情報提供体制や緊急時における迅速な対応が求められており、道においては、「北海道救急医療・広域災害情報システム」や「北海道周産期救急情報システム」などにより、道民や医療機関などに対する情報提供に努めています。

---

\*1 電子カルテシステム：従来医師が紙で記録していた診療記録等の診療情報を電子的に記録、保存するための情報システムのこと。  
\*2 オーダーリングシステム：紙に手書きで作成していた伝票や処方せんの内容を、コンピュータに入力することによって、処方せん処理から医事会計までを電子化するシステムのこと。  
\*3 電子レセプト：診療報酬の請求を紙のレセプトに代えて、電子媒体で収録したレセプトのこと

## (2) 施策の方向

- 医療機関内の情報化の推進し、事務の効率化を図るため、電子カルテシステム等の導入を促進するとともに、個人の診療情報漏えい防止のためセキュリティの徹底を図ります。
- ICTを活用して医療機関間又は医療機関と介護事業所間で診療情報等を共有するためのネットワークの構築や導入に当たっての体制の整備を支援するとともに、ネットワークへの不正侵入防止対策など患者の診療情報等のセキュリティの徹底を図ります。
- 遠隔医療システムの導入を促進するため、医療機関等の設備整備や導入に当たっての体制の整備を支援します。
- 北海道救急医療・広域災害システムの検索画面や内容の充実を図ります。また、周産期医療に係るスムーズな救急搬送体制を確保するため、「北海道周産期救急情報システム」や救急搬送コーディネーター等の活用を図ります。

### ○遠隔医療の事例

区 分	概 要
遠 隔 画 像 診 断 (テレラジオロジー)	X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。
遠 隔 病 理 診 断 (テレパソロジー)	体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに行う遠隔診断を行う。
遠 隔 相 談 (テレコンサルテーション)	画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。また、在宅の患者とのコミュニケーションを図る。
在 宅 医 療 (テレケア)	情報通信端末で測定した生体情報(体温、血圧、脈拍、尿糖値等)やテレビ電話等を通じ患者の映像・音声等を遠隔地の医師へネットワークを通じ送信し医師に対し有用な情報を提供。

### ○道の医療情報システム

区 分	概 要
北海道救急医療・広域 災害情報システム	休日・夜間当番医、診療科目、症状別など様々な条件に応じた医療機関情報を道民に提供するほか、医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをつなぎ、医師の在・不在、手術・入院の可否などの専門情報等を関係機関に提供
北海道周産期救急 情報システム	妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関や消防機関に対し提供

## 5 医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備

### 1) 医薬品の適正使用の推進

#### (1) 現状

- 医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止し、より質の高い医療サービスを提供するため、医薬分業\*1を推進しており、道内の医薬分業の現状は、「処方せん受取率」\*2で見ると、年々上昇して全国平均を上回っていますが、圏域間に格差があります。
- 医薬分業の原点に立ち返り、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編することを目指し、国では、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、薬局における服薬情報の一元管理や継続的把握などを求めるとともに、平成28年10月から健康の維持・増進を専門的に支援する「健康サポート薬局」\*3の届出制度を開始しています。
- 道民の医薬品等に関する効能や使用方法などの様々な相談に対応するため、「ほっかいどう・おくすり情報室」を北海道薬剤師会医薬情報センターに設置しています。

#### (2) 施策の方向

- 医薬分業が推進されるよう地域の医療機関と薬局との連携を図り、医薬分業の導入が遅れている地域の解消に努めるとともに、地域の実情等に合わせた薬局における休日・夜間の処方せん受入体制の充実に努めます
- 「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、薬局のかかりつけ機能を強化するとともに、「健康サポート薬局」及び「北海道健康づくり支援薬局」の整備促進を図り、「かかりつけ薬局」等の役割と重要性などについて道民に対する普及啓発に努め、道民が身近な「かかりつけ薬局」等を適切に選択できるよう、薬局の情報をインターネット等により公表します。
- 医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止するため、道民に対し、「お薬手帳」（電子版を含む。）を普及するとともに、地域において「お薬手帳」（電子版を含む。）の活用が一層図られるよう、医療機関と薬局との連携強化を進めます。

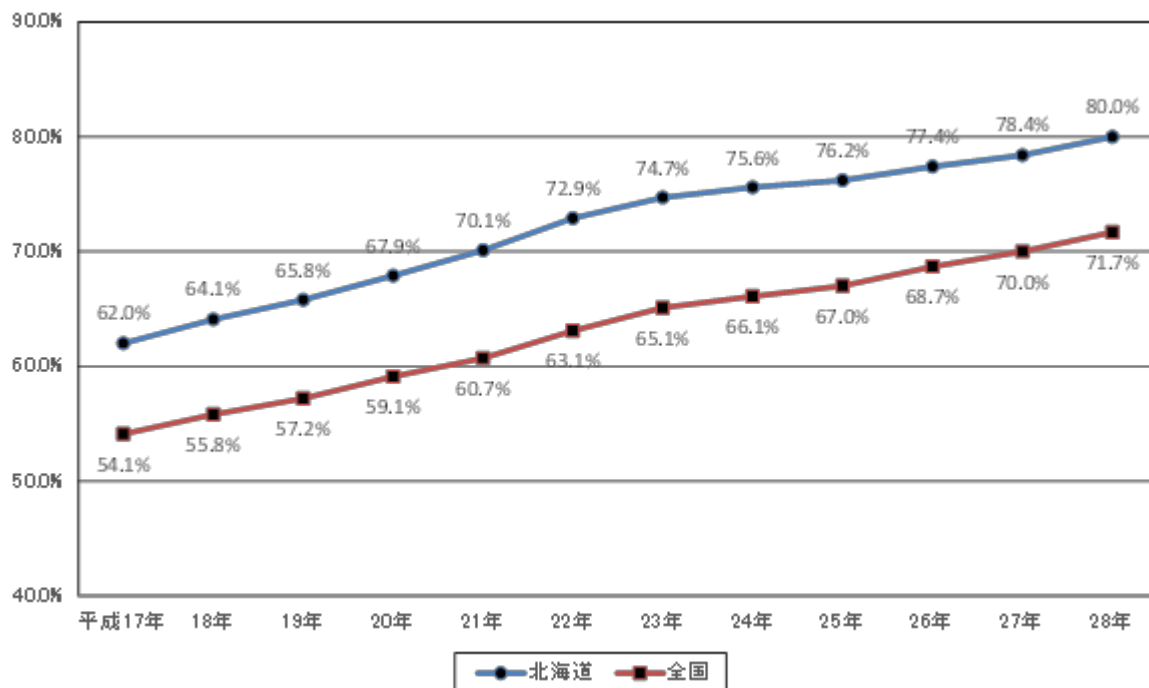
---

\*1 医薬分業：医師や歯科医師の診療を受け、薬の種類や量が記載された処方せんをもらい、街の薬局で薬をもらう制度のこと。

\*2 処方せん受取率：医療機関が外来患者に発行する院外処方せんの割合

\*3 健康サポート薬局：かかりつけ薬局の機能に加えて、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介する等、地域住民による主体的な健康の維持・増進を専門的に支援する「健康サポート機能」を有する薬局。(H28.10～届出制度開始)

## 【処方せん受取率の推移】



\* 本表に係る係数は、基金統計月報及び国保連合会審査支払い業務統計による。

\* 処方せん受取率=院外処方せん枚数÷外来患者のうち投薬対象患者の診療延べ日数（推計×100）

## 【第二次医療圏別処方せん受取率（平成27年度）】

第二次医療圏	受取率	第二次医療圏	受取率	第二次医療圏	受取率
南 渡 島	82.8%	北 空 知	60.2%	留 萌	73.4%
南 檜 山	83.1%	西 胆 振	84.4%	宗 谷	90.4%
北 渡 島 檜 山	83.4%	東 胆 振	77.8%	北 網	68.2%
札 幌	75.2%	日 高	92.0%	遠 紋	57.9%
後 志	84.2%	上 川 中 部	79.9%	十 勝	76.4%
南 空 知	69.0%	上 川 北 部	91.3%	釧 路	95.2%
中 空 知	75.3%	富 良 野	85.1%	根 室	84.8%

## 2) 医薬品等の供給体制の整備

### (1) 現状

- 災害が発生した場合に設置される救護所や避難所等において必要となる緊急医薬品などを迅速に供給するため、災害用の医薬品、医療材料（以下「災害時備蓄医薬品等」という。）を第三次医療圏ごとに常時備蓄しています。



また、ガスエソ、ボツリヌス中毒、ジフテリア、狂犬病の治療に使用されるワクチン・抗毒素については、国有ワクチン・抗毒素として指定され、国において、道内1か所に備蓄されていますが、このうち、ガスエソ、ボツリヌス中毒、ジフテリアの疾病の治療に使用される抗毒素については、より輸送時間の短縮を図るため、道有医薬品として、道内6か所に備蓄し、必要に応じ医療機関へ迅速に供給できる体制となっています。

- インフルエンザワクチンについては、必要の都度、道内の医薬品卸売業者及び関係機関・団体が構成する「インフルエンザワクチン安定供給連絡会議」を開催するなどして、医療機関及び医薬品卸売業者等の協力を得て、ワクチンの安定供給に努めています。

(2) 施策の方向

- 災害時に必要な医薬品等が円滑に供給できるよう、災害時備蓄医薬品等を第三次医療圏ごとに備蓄するとともに、災害時における医薬品等の供給体制を整備し、災害が発生した場合には、必要に応じ、救護所や避難所などに対し、迅速かつ適切な供給に努めます。

また、まれに発生する疾病の治療に使用されるワクチン・抗毒素についても、必要な品目及び数量の備蓄を図るとともに、医療機関にその備蓄状況を周知するなどして、医療機関からの要請に応じ、迅速かつ適切な供給に努めます。

- インフルエンザワクチンが安定的に供給できるよう医療機関の協力を得て、ワクチンの適正使用を推進するとともに、ワクチンの安定供給に努めます。

【道有医薬品（国有ワクチン・抗毒素）備蓄状況】

区分	疾病名等	ワクチンの種類	備蓄先	
道有医薬品 (国有ワクチン・抗毒素)	道備蓄分	ガスエソ	函館市、旭川市、稚内市、北見市、帯広市、釧路市	
		ボツリヌス中毒		
		ジフテリア		
		ボツリヌス中毒	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(ABEF型)	札幌市
		狂犬病	乾燥組織培養不活性化狂犬病ワクチン	